

「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発」Q&A

分類	質問	回答
全 般	1-1 e-Radの登録について、書類を送付することになっているが、それが終わって登録からということか。	まずe-Radに登録したうえで、NEDOに提案して下さい。
	1-2 研究開発資産の扱いについて	ソフトウェアは対象外、ハードウェアは耐用年数1年以上・取得価格50万円以上が資産となります。処分は終了時点の簿価買い取りが原則ですが、例外もあります。詳細については委託業務事務処理マニュアルをご参照下さい。
	1-3 知財はプロジェクトの参加者間で共有となるか。調査側の事業者や金融機関も含めることはできるのか。	研究開発の事業者間で、知財の取り扱いに関する合意書を事前に取り交わして頂きます。またNEDOからは求めませんが、必要に応じて、調査側の事業者や金融機関を含めることも可能です。
	1-4 本プロジェクトの開始・終了はいつからいつまでか。	プロジェクトの開始日は契約締結日から60日遡ることが出来ます(最大で採択決定通知日まで)。終了日は2021年3月下旬の予定です。終了後60日以内に成果報告書の提出が必要です。「委託業務事務処理マニュアル」をご参照願います。
	1-5 所管省庁とのやり取りの形態は。直接やり取りする必要はあるか。	基本的には委託元であるNEDOが仲介しますが、場合によっては直接のやり取りも発生します。
	1-6 委託費の支払のタイミングや、必要な書類は。	四半期に一度概算払いが可能です。請求書を提出して下さい。
	1-7 計上可能な人件費や発注のタイミングについて	60日以内の契約締結を前提として、採択決定日以降に発生した労務の人件費が計上可能です。外注や購入等については決定日以降の発注分となります。
	1-8 共同提案者の範囲で、ソフトウェア等の購入先も共同提案者に含めるのか。	外注(購入)先は共同提案者に含めないで下さい。
	1-9 再委託と外注の線引きは。	研究開発要素が有るものが再委託、仕様通りの物を調達するのが外注となります。
	1-10 共同実施と共同提案の違いは。	共同実施とは委託先がその業務の一部を大学・国立研究開発法人等と共同研究するケースです。「委託業務事務処理マニュアル」15頁をご参照願います。
	1-11 共同提案の場合は実施者ごとにテーマを設定する必要があるか。	ご理解の通りです。
	1-12 提案書のWebアップロードは休日でも可能か。	可能ですが、休日にサーバーメンテナンスを行う場合があるので、できるだけ平日にアップロードして下さい。
	1-13 当社はキャッシュフロー計算書を発行していないが、応募する場合は新たに作る必要があるか。	新たに作る必要はありませんが、提出漏れではないことが分かるように理由書を添付して下さい。
	1-14 同一のテーマで、全体提案と部分提案の両方行うことは可能か。	可能ですが、別々の提案書でご提案願います。
	1-15 契約締結が6月末とあるが、実作業はいつからできるか。	4月の採択後から実施可能です。
	1-16 受託者の進捗報告の頻度・内容は(月次、対面報告を想定)。	御報告の負担が実証事業に悪影響を与えない範囲で、きめ細かく進捗を把握できる頻度・形式を、実施者と打ち合わせたうえで設定させて頂く予定です。なお、予算執行管理の観点からは、発生した経費の概算を原則として毎月お伺いする予定です。
	1-17 本提案書に記載予定の研究開発責任者は、他機関と兼務しており、e-Radでの所属機関は、当該他機関となっている。その場合は、所属を当機関に変更する必要があるか。	当該研究開発責任者の所属研究機関として、貴機関を追加頂く必要があります。但し、主たる所属機関は元のままで結構です。(操作についてはe-Radの操作マニュアルを御参照ください)
	1-18 全期間総括表を作成する際に、自社の経費等の計算はP2の表、共同実施先はP6の表を使うということでしょうか。また、その際の労務費単価表は何を使用すべきか。	P1の全期間総括表と、P2-5の委託先総括表、P6-9の再委託先/共同実施先総括表はそれぞれ異なりますのでご注意ください(全期間総括表は委託先と共同実施先等の費用の合計を記載頂きます)。御社の総括表はP2、共同実施先はP6-9の中から組織の属性に応じて様式を選択してください。使用する労務費単価表については、「委託業務事務処理マニュアル」の92および93ページに掲載されたフローチャートに基づき選定してください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html
	1-19 「業務委託契約標準契約書」第20条第1項にある「使用可能期間が1年以上の取得財産」の「使用可能期間」はどのように測定するのか。	同約款第20条第1項の「使用可能期間」とは、原則として法定耐用年数をいいます。
1-20 ソフトウェアの計上費目について ①「委託業務事務処理マニュアル(2019年度)」P70にある※1「機械装置等と一体となって機能するソフトウェア」なのか※2「単体で機能するソフトウェア」なのかの判断について、「一般的なパソコン上で使用しても、そのソフトウェア自体の機能を発揮するもの」は「単体で機能するソフトウェア」とあるが、その具体的な基準を示されたい。 ②「業務委託契約標準契約書」第33条第2項の「出願後状況通知書」の提出が必要な著作物には、「委託業務事務処理マニュアル(2019年度)」P70の※1「機械装置等と一体となって機能するソフトウェア」、※2「単体で機能するソフトウェア」、いずれにも含まれるプログラム・データベースが該当するか。	①ここでの「機械装置等」とは、NEDOの委託費で製作または購入する機械装置や設備(使用期間1年以上・取得価格10万円以上)を指し、「一体となって機能するソフトウェア」とは、それらの機械装置等の機能発揮・向上が目的となっているものを指します(制御ソフト等)。 ②いずれも該当します。	
(A)モビリティ分野	2-1 台上試験機はどんなものを想定しているか。	実環境を模擬する、サンプル車輻への画像等のインプットを行うもので、無人運転車のサンプル車輻の試験を想定しています。試験機の開発についてもご提案願います。また将来、国土交通省の規制に反映できる成果が得られるようにご留意願います。
	2-2 台上試験機で検査対象とするセンサはどんなものを想定しているか。	無人自動運転車へ搭載される可能性の高いセンサ類をすべて検討対象としたうえで、台上試験機で試験できるセンサを選定して下さい。
	2-3 無人自動運転車の安全性評価に活用可能な「基礎システム」のイメージは、例えば、無人自動運転車が物がとび出してきたことを認識して適切なタイミングでブレーキをかけることができているかどうか評価するシステムと考えて良いか。	ご理解の通りです。
	2-4 「実環境における当該ドライバーの運転特性データを収集・分析」とは、ドライバーの注意状態等のバイタルデータではなくドライバーが外部入力に応じてどう反応するかといったアクションのデータを取るという意味か。	アクションのデータを取ることは最低限必要です。その際、ドライバーが注意状態にあるかどうかの測定はご提案次第となります。
	2-5 習熟ドライバーの運転特性データと、シミュレーションシステムから得られたデータとの関係は。	AIのOutputが適切な水準を確保できているかの比較対象として習熟ドライバーの運転特性データを取るという主旨です。
(B)金融分野	3-1 金融機関は共同提案者となるか。	単にデータを提供して貰うにとどまる場合、金融機関は共同提案者とはなりません。
	3-2 金融機関の協力はどの程度の確度で得られる必要があるか。	金融機関名の提案書への記載は不要ですが、できるだけ確度の高い提案を期待しています。なお、協力者となる金融機関名はヒアリング等で確認させていただく場合があります。
	3-3 マネーロンダリング対策について、協力金融機関と戦略を立案したり、コンサルをやることも想定しているか。	金融機関には実際の取引データを提供して貰うところまでを想定しています。但し、開発するシステムは金融機関の実際の取引での使用を想定して開発していただく必要があります。
	3-4 金融機関には銀行・証券会社・カード会社等いろいろあるが、指定はあるか。	特に指定はありませんが、規制精緻化の議論への反映を前提に、適当と考える機関を検討願います。審査の際に確認させていただく場合があります。
	3-5 マネー・ロンダリング対策でいわゆる「ブラックな人」を見つけることは「取引フィルタリングシステム」に含まれるか。	「取引フィルタリングシステム」に含まれます。
	3-6 金融機関とのNDAの締結は必要か。	金融機関とのやり取りに支障が生じないように必要に応じ締結して下さい。
	3-7 「③共同データベース」について、データ提供金融機関と受託者との間で匿名化せず検証データを提供して頂ける調整ができていない場合であってもデータベースの匿名化対応は必須か。セキュリティ担保ができていれば、匿名化は必須要件でないという理解で良いか。	必須とはしていませんが、匿名化を行わない場合、技術開発における当事者間の守秘義務契約のみならず、対象取引の個人情報に関する顧客同意の可能性も検討する必要があります。この点についても御考慮のうえで、提案内容を御検討頂ければと存じます。
	3-8 「④監査システムで「AIによる検知システムが正しく機能しているかを検証するための監査システムを開発・構築する。」との記載があるが、どのような観点での監査システムを想定しているのか。	公募に際して、こちらからは具体機能を特に指定いたしませんので、金融機関の業務に組み込んだ際に必要・有効と考えられる機能を想定のうえ、予算・スケジュールの制約内で実現可能と考えられるものを御提案ください。なお事業開始後には、同時に公募中の「マネー・ロンダリング対策に係る調査」の受託者からの情報も踏まえつつ開発を進めて頂くことを想定しています。
(C)建築分野	4-1 (C-1)について、テストハンマーによる打診は職人に依頼する必要があるが、この場合は再委託となるのか。	相手先との関わり方によりますが、仕様通りに作業して貰うだけなら外注となります。